

香川の野鳥を守る会の質問に対する回答、それについての考察

質 問 書

香川県の鳥獣保護（傷病鳥獣保護）に対する方針と体制について

香川県では、依然として乱開発による自然や野生動物の減少が続く一方、局地では鳥獣害が増加しています。また本県では多数の傷病鳥獣が発生するほか、動物虐待事件也多発しています。

このような中、本県に真に必要なのは適切な鳥獣保護知識の普及と、県下全域を見据えた責任ある自然保護行政です。その具体的な対策にあたって、中心的役割を担うのが「鳥獣保護センター」であると考えます。ご存知のとおり、「鳥獣保護センター」の設置は環境省による「第9次鳥獣保護事業計画の基準」にも示されています。

香川県は、少なくとも平成4年度からの第7次香川県鳥獣保護事業計画以降、「傷病鳥獣の保護を含めた総合的な鳥獣保護センターの設置に関する調査、研究に努めるものとする。」と明記しながら、栗林動物園閉園まで事態を放置していました。

そして閉園決定後に策定された第9次鳥獣保護事業計画（平成14年度～）では、それまでの「総合的な鳥獣保護センターの設置に関する調査、研究に努める」という文言を安易に捨て去り、「鳥獣保護思想の普及や、傷病鳥獣の保護等の業務の拠点となる施設の設置に関する調査・検討を行うものとする。」と変更しています。このような後手後手の対応を重ねてきたにも関わらず、再び栗林動物園のような事態に陥ることもありえる民間企業に傷病鳥獣保護業務を委託し、県民に示した傷病鳥獣保護センターの設置計画を放棄しようとしています。

こうした場当たり的といえるこれまで経緯について、県の見解をお示ください。

- について

平成14年9月、栗林動物園の閉園に向けた休園表明があり、代替施設を望む県民の皆様からの要望もあったことから、子供達が動物とふれあうことのできる施設と傷病鳥獣の保護収容を行なう施設とを一体的に整備することを念頭に、整備場所、施設内容等について、検討を行なってきました。

一方、栗林公園動物園の県への土地返還に向けた作業の支障にならないよう、平成15年8月から、環境保健研究センターで傷病鳥獣の受付を行い、民間の動物取扱業者に保護収容を委託しているところであります。

こういう状況の中、平成15年10月、ニューレオマワールドにおいて、野鳥の森、ヤギやヒツジとのふれあいコーナーなど多様な施設を備えた動物園が整備される見通しとなり、これらの施設により、子供たちが動物とふれあえる場については、確保されるものと考えられることから、県による施設整備を行なう必要はないものと判断し、傷病鳥獣については、現行の体制を当面、継続することとしました。

質問は平成4年度の「第7次香川県鳥獣保護事業計画において「傷病鳥獣の保護を含めた総合的な鳥獣保護センターの設置に関する調査、研究に努めるものとする。」と明記しながら、栗林動物園閉園まで事態を放置していた「経緯」について、「県の見解」を質している。

県の回答は、「栗林動物園の閉園表明以降の経緯」を説明しているに過ぎず、**答えになっていない。**

総合的な県立の鳥獣保護センターの設置について、県の方針をお示ください。

栗林動物園の閉園によって傷病鳥獣保護体制が一度崩壊した経験を生かし、傷病鳥獣保護事業は、県が主体となって継続的に実施するべきです。

- について

第9次鳥獣保護事業計画において、「鳥獣保護思想の普及や、傷病鳥獣の保護等の業務の拠点となる施設の設置に関する調査・検討を行なうものとする。」としています。

第9次鳥獣保護事業計画の内容は - のとおり本会も承知している。本計画は平成13年度「」

県立の傷病鳥獣保護センターの設置について、県の方針をお示してください。

- について

第9次鳥獣保護事業計画において、“鳥獣保護思想の普及や、傷病鳥獣の保護等の業務の拠点となる施設の設置に関する調査・検討を行なうものとする。”としています。

重油被害を受けた水鳥の保護には、専門的な技術が必要であるだけに、ナホトカ号事件以後、民間獣医師による重油被害に対する講習等も開催されています。本県でこうした講習等を受けた人員を把握しているのか、事故発生時には確保できるのか、またどのように対応する体制であるか明らかにしてください。

2004年2月、兵庫県神戸市東灘区で重油流出事故が発生し、ユリカモメやホシハジロなど数羽に被害があったとの情報もあります。香川県の沿岸や島嶼部で事故がおきない保証はありません。

- について

ご指摘のような講習を受けた者が本県にいることは確認できませんでした。事故発生時には、環境省水鳥教護研修センターやNPO法人特定非営利活動法人野生動物救護医師会等と連携して対応することが考えられます。

質問は講習を受けた人員を「把握しているのか」を質す、県の危機管理意識を問うものである。正確に答えるならば「ご指摘のような講習を受けた者が本県にいることは把握していませんでしたが、確認した結果いませんでした。」となるはずである。

また、環境省やNPO法人と連携することが「考えられ」とのことであり、現実的に体制ができていないわけではない。一切が白紙、問題が発生したら国や県外のNPO任せという無責任体制である。

県の回答は一見「事実」を述べているようで、実は県の危機管理体制の不備を隠すものである。

「野鳥園」の整備について

付け新聞では、ニューレオマワールド内に「野鳥園」を開園するとあり、県議会でも「野鳥の森」を整備するという知事発言がありました。しかし野鳥は原則捕獲禁止であることから、本来野鳥を「飼養」し、展示することは不可能です。それに関わらず「野鳥園」「野鳥の森」(以下「野鳥園等施設」と称して「野鳥」を見せる施設は、観覧した一般人に「野鳥は飼ってもいい」という誤解を与え、密猟を促進するものです。

また、「野鳥園等施設」で飼養するのは傷病鳥だけであったとしても、傷病鳥を展示する必要があるのか、回復すれば野外復帰させるべきではないのか、さらに県民が預けた野鳥を営利目的に転用しても良いのか等の問題があります。

「野鳥」は捕獲・飼養が禁じられているため、そもそも民間業者が「野鳥○○」と称する施設を設けたり、業務として販売・展示をすることは不可能です(小鳥店で「野鳥」と称して「野鳥」を販売していれば違法であり、輸入鳥を販売していれば詐欺です)。

この「野鳥園等施設」が、傷病鳥獣保護事業の受託のみに対して作られた計画なのか、それとも当初から民間業者が別の形態の「野鳥園等施設」を計画していたものに、受託した傷病鳥を飼養するだけなのか、詳細を明らかにしてください。

- ~ について

ご指摘のニューレオマワールドの施設は、傷病鳥獣の飼養施設ではありません。本県の傷病鳥獣保護事業に係る施設は綾上町に存しています。

質問書を持参した際、県はニューレオマワールド内の施設で傷病鳥獣を飼養することは「無い」と断言した。今後、どのような展開になるか注意したい。

なお、以下の質問はニューレオマワールド内の施設が傷病鳥を飼養するという3月上旬時点の情報を踏まえているので、県と協議の結果、回答は不要とした。

傷病鳥の飼養施設であっても、「野鳥○○」と称して鳥類を展示することは、一般人に対して「野鳥は捕獲・

飼養が可能である」との誤解を与えます。このように名称・形態の計画に対して、県はどのように考え、指導したのかお示ください。

また、本会は強く「野鳥園等施設」の即刻中止を求めますが、県は今後どのように対応・指導するのかお示ください。

傷病鳥を飼養するという「野鳥園等施設」の概要を明らかにしてください。なお、香川県の傷病鳥獣保護事業というを公的な業務を受託し、それに関係する施設である以上、企業秘密には該当しないはずです。

明らかにされたい項目：

規模、人員（直接飼養に携わる者）、飼養予定羽数、いわゆる営業時間と休日・夜間の受け入れ対応

傷病鳥以外では、実際には「野鳥園等施設」では適正に輸入された外国産鳥類しか飼養・展示できません。よって、「野鳥園等施設」で傷病鳥以外を展示する予定について県の把握している状況、その鳥種・羽数・入手方法を明らかにしてください。

有料の施設（動物園）内の「野鳥園等施設」で傷病鳥を飼養・展示すれば、県民が善意で預けた、国民の財産でもある野生動物を、業者が営利目的に転用することになります。これは傷病鳥獣保護事業の本来の目的を逸脱するとともに、保護しようと預けた県民の信頼を裏切る行為と言えます。

有料施設に傷病鳥を飼養・展示することについて、県の見解をお示ください。

2002年1月、島根県のフォーゲルパークでオウム病が発生したことは記憶に新しいところです。この事件では16人（島根県内11人、県外5人）が感染しました。その他トキソプラズマをはじめ、SARSや鳥インフルエンザ等、様々な人畜共通感染症が懸念される中、野生鳥獣を不特定多数の観覧に供することは非常に衛生上問題があると思われます。

衛生上の観点から、このような施設の整備と運営について県の見解を明らかにしてください。

「日振動物」への傷病鳥獣保護事業の委託について

仮に、県立の鳥獣保護センター（傷病鳥獣保護センター）が設立されるまで、民間企業に傷病鳥獣保護事業を委託し続けるのであれば、受託者には専門的な知識・設備が必要であるほか、違法販売等に利用されないよう適切な第三者がチェックすることが必要です（参考：「懸念される事態」）。

そこで、現在委託し、今後も委託するという日振動物についてお答えください。民間企業とはいえ、県事業を受託して実施する以上、どのような施設・運営かは県民に明らかにすべきです。

傷病鳥獣保護事業の委託先として、日振動物を選定した理由を明らかにしてください。また、その判断根拠となった実績（傷病鳥獣保護の実績等）があればお示ください。

- について

選定に当たっては、下記項目に留意し、同社は委託先として適当であると判断しました。

- ・実績：傷病鳥獣保護を行ってきた実績はないが、かつて旧レオマワールド内において、動物園等を経営するなど動物飼育に関するノウハウがある。
- ・収容設備：現社屋内には、飼育・保管スペースがある。
- ・所在地：鳴声や臭い等の関係で、住居地からある程度離れている。本県のほぼ中央に位置することで、受付（環境保健センター）にも比較的近い。

- で獣医がいらないこと、- でメジロ、ウグイスなど日本産鳥類（実際に傷病鳥として持ち込まれる種類）を取り扱ったことはないことが明らかである。あわせて、「傷病鳥獣保護を行ってきた実績はない」。こうした業者が、「委託先として適当」という判断は常識的に不可能である。

オウム・インコ等の洋鳥と日本産鳥類は食性・生態が異なり、単純に知識・経験を転用できるものではない。獣医師の大学では野生動物を対象とした講義は無いことから、一般の獣医でも野鳥の治療には慎重になると聞く。獣医師ですらない人間が傷病鳥獣保護事業に「適切」とは、どのような根拠があるのか。

また、収容施設は本会スタッフが確認したところ、お世辞にも十分な広さ、適切な設備、衛生管理が行き届いているようには見えなかったようである。

日振動物において、傷病鳥獣の飼育に直接携わる人数と、そのうち獣医師免許所有者の人数を明らかにしてください。

- について

傷病鳥獣の飼育に携わる人数は1～3名であり、獣医師免許所有者はいません。

この1～3名は専門職員ではなく、他の業務（鳥獣商としての仕事）を持つ「兼務」であることを、県との協議の際に確認している。完全に片手間の世話である。健康な個体よりはるかにこまかに世話が必要な傷病鳥獣を、このような体制で受入れては、治るものも治らないのではないか。

日振動物が業務として売買している鳥種のうち、過去3年間に日本産鳥類（フクロウ、オオタカ、メジロ、ウグイス、ホオジロ等の日本鳥類目録第6版記載種）を扱っているか、扱っていればその種名・羽数をお示ください。

これは傷病鳥が横流しされる可能性がないかをチェックする最も基本的な情報です。これすら確認していないということが無いことを期待しています。

- について

ご指摘のような鳥獣を扱ったことはないと聞いています。

本質問は、傷病鳥として持ち込まれた野鳥を、横流しする可能性（流通するルート）があるかを質した。「扱ったことはない」とのことであるため、今後日振動物が日本産鳥類と同種を扱い始めた場合には注意が必要である。

また本質問によって、日振動物が日本産鳥類の世話経験がないことは明白である。

現在傷病鳥獣を収容しているスペースの面積や設備等、施設の概要を明らかにしてください。

- について

施設の敷地面積は500㎡であり、施設内容としては、鳥舎、飼育ケージ等があります。

より具体的な内容を期待していたが、これは質問ミスであった。ただし敷地面積500㎡は約22m×約22mであり、十分な施設とは言い難い。

日振動物が現実的に収容可能な傷病鳥獣の個体数の見込みをお示してください。（人員や施設とのかねあいから、無制限な収容は不可能なはずです。）

- について

これまでの傷病鳥獣の収容実績から見て十分な施設であると判断しており、どれくらいの数まで収容可能であるかの推定は不必要なため行なっていません。

重油流出事故だけでなく、大量の傷病鳥獣が発生する可能性は少なからずある。また通常業務においても、収容可能個体数の目安は、以降の受入を検討するため必要な情報は必ずである。無制限に持ち込み可能なのか？

鳥獣商としての財産である販売用の鳥獣と、傷病鳥獣との物理的な隔離状況を明らかにしてください。

また、傷病鳥獣から感染症が伝染し、販売用動物が罹患・死亡するなどして販売価値がなくなった場合、県がどのような賠償責任を負うのか明らかにしてください。

- について

収容された傷病鳥獣をどの鳥舎で収容するかは委託業者が判断すべきことであると考えますことから、そう

いう懸念はないものと考えています。当方が視察した限りにおいては、同一鳥舎、飼育ケージには入れていませんでした。

なお、最近、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無について、環境保健研究センターで、保護された際に検査しています。

本質問は、感染症が発生する可能性の有無を問うものではなく、発生して「販売用動物が罹患・死亡するなどして販売価値がなくなった場合、県がどのような賠償責任を負うのか」を質したものである。

業者が判断するからそのような事態は起こらない、起こっても業者の責任だという姿勢だが、公金を投入する事業である以上、法的にどのような責任を負うか（負わないか）を明確にしておくべきである。

野外復帰できず、死ぬまで継続飼養しなければならない鳥獣は、変動はあるものの年々増加すると思われます。これらを全て、確実に日振動物が責任をもって飼養し続ける契約であるのか、お答えください。

- について

契約により当該年度中の飼育義務を負うことになります。契約の更新により、飼養し続けることになります。

「契約であるのか」としたのは質問ミスであった。実際は、現実的に飼養しつづけられるのか（契約をずっと更新できるのか）を質したかった。

しかしながら、回答のとおり「契約しているのだから飼養し続ける義務がある」ということは、業者の都合により契約を解消されれば、すぐに傷病鳥獣は行き場を失うこととなる。栗林動物園での末路がそれであり、何の教訓も得ていない。

既に日振動物は昨年9月以降に傷病鳥獣保護事業を受託していますが、受託から2月末までの実績（保護数とその結果（死亡・継続飼養・放鳥獣等））を明らかにしてください。

- について

保護数）鳥類 51 羽 獣類 2 頭 計 53 羽/頭

死亡）鳥類 32 羽 獣類 1 頭 計 33 羽/頭

継続飼養）鳥類 15 羽 獣類 0 頭 計 15 羽/頭

放鳥獣）鳥類 4 羽 獣類 1 頭 計 5 羽/頭

どのような状態の傷病鳥獣であるのかは不明だが、発見場所から日振動物まで持ち込めたということは、すぐに死亡するほどの傷病ではないと思われる（傷病がひどければ、持ち込む前に死亡する）。

具体的な状況がわからない中で結果だけを問題にすることはフェアではないことは承知しているが、53羽/頭中、死亡が33羽/頭（約62%）という数字だけを見ると、日振動物での不十分な体制（獣医なし、兼務の1～3名、野鳥を扱った経験無し）が影響していると考えざるを得ない。

9月以降、県へ連絡無く、直接日振動物に持ち込まれた傷病鳥獣があれば、その種類と個体数を明らかにしてください。またそうした場合、日振動物から県へどのように報告されるのか明らかにしてください。

- について

傷病鳥獣が直接業者に持ち込まれたことはないと聞いています。持ち込まれることがあれば、県に報告するよう指導しています。

県との協議において、県が把握できず直接持ち込まれた傷病鳥獣の横流しを防止するシステムが不可欠である、ということは何度も説明した。

しかし回答は、「聞いている」だけであり、何ら客観的な検証はされておらず、また確認するシステムも無い。企業を信用するだけではいけないことは、狂牛病、鳥インフルエンザ等様々な事件で明らかとなっている。

密猟・違法販売が絶えない香川県では、収容された傷病鳥獣が横流しされないよう、第三者による個体数チェック、飼育状況の定期的な視察は、どのような業者であっても絶対に必要です。

傷病鳥獣の飼育状況に対し、外部視察が可能かどうか、不可能であればその理由を具体的にお示しください（県の傷病鳥獣保護事業を遂行する上で必要な業務であるはずです）。

- について

収容個体の適正な管理については業務を委託している県において確認を行なうべきものであり、また、個体数チェックについては特に専門的な知見を必要とするものではないため、第三者によるチェックの実施については考えていません。

質問のとおり、本会は専門的知見の有無を問題としているのではなく、外部の視点の必要性を言っている。

- 県の回答のように、県は企業から聞いただけで「問題なし」と考える。このような放任体制だからこそ、第三者によるチェックが必要なのである。

関係者（発注者（県）と受託者（業者））だけのチェックでは限界があるからこそ、外部監査等が導入されている。

傷病鳥獣保護事業として委託契約している業務内容、委託費及びその積算根拠をお示してください。 栗林動物園の場合、低額で委託していたため県は強い指導ができなかったのではないかと、との噂もあることから、どのような積算によるのか、その額は第三者から見て適切かを検証するべきです。なお、本事業の委託契約は通常の売買契約と異なり、公開したからといって「自由競争」に影響が生じるものではありません。

- について

下記のとおりです。

○業務内容：県民等が保護した傷病鳥獣を収容し、適切な治療・給餌・回復訓練等を施す。

- ・傷病個体の受付場所からの引取業務
- ・治療・給餌・回復訓練業務
- ・放鳥獣業務
- ・その他上記業務に関連する業務

○平成16年度予算：傷病鳥獣保護収容業務委託料6,300千円

人件費や餌薬品代、管理経費等から算定しております。

H15年度は、委託期間が8/12～3/31のため、日割り計算：4,010,653円

600万（50万×12ヶ月）＋消費税30万という積算と思われる。

この金額が高いかどうかは単純には言えない。しかし月額50万円には、施設の管理費用も含まれているから、獣医師1名すら専属で確保できない。香川県の傷病鳥獣を救う、またそれによって鳥獣保護思想の普及を行なうという事業から考えれば、不十分な額である。

ただ、現実に（契約金額どおり）獣医師もおかず、兼務の人間だけが携わり、どんなに死亡しても問題にされない、という業務形態なのだから、受託する側にとっては非常に楽な業務となりうる。受け入れて、世話をせず死んでも「手遅れだった」と言えはいいのだ。こうした態度にならないよう監督する必要があるが、県にその気がないのは明白である。

栗林動物園での傷病鳥獣保護の問題点

保護体制の継続性の不備

- 財政状況が悪化して閉園した場合、傷病鳥獣の受け入れ先が無くなってしまう状況にあった。

現実となった。傷病鳥獣は日々発生し、専門的な知識・設備がなければ多数の収容は不可能である。民間企業が業績悪化によって受け入れを拒めば、すぐに傷病鳥獣は行き場を失い、放置するしかない。それは傷病鳥獣を治してもらいたいという、県民の鳥獣保護思想を損なう行為である。

保護体制の不足

- 専門の職員がいなかったため、緊急・大量の傷病鳥獣に対応できなかった。

瀬戸内海は多数の船舶が往来するため、いつ大規模な重油流出事故が発生しても不思議ではない。その場合、大量に発生する可能性のある海洋性の鳥類を収容するスペース、設備、専門的に携われる職員がなく、傷病鳥獣保護体制の真価が問われる時に対応不可能であった。

保護事業の不透明性

- 収容した傷病鳥獣に関するデータが非公開だった。

何頭（羽）収容し、うち何頭（羽）が治療中・野外復帰・死亡・野外復帰不可能のため継続飼養か、という傷病鳥獣保護事業にかかる基本的なデータが、全く公開されなかった（県が把握していたかどうかすら不明）。

そのため、適切な保護事業ができているか、横流し・剥製としての私物化がないかなどの把握が不可能であった。さらに、持ち込んだ本人にもその後の経緯は知らされない一方、全く関係のない人間には見せることもあり、預けた県民の鳥獣保護意識を損なう対応も多かった。

誤った鳥獣保護思想の普及

- 鳥獣愛護教育という名目で、傷病鳥獣を不必要な危険にさらしていた。

野外復帰が可能となった傷病鳥獣を放鳥する場合、その鳥獣の本来の生活環境で行うことは、野生鳥獣を野外復帰させる時の常識である（例えばメジロであれば、低山の林の中）。

しかし「鳥獣愛護教育」と称し、小学校のグラウンドで、児童をはじめとする衆人環視の中での放鳥がなされていた。これでは放鳥された途端に長距離を飛ばなくてはならず、回復後の傷病鳥獣には多大な負担を与えていた。さらに、放鳥しないフクロウまで小学校へ持ち込み見せるなど、傷病鳥獣の見世物化もあった。（児童に見せるならば、児童が施設を訪れるべきである。入院している患者を見舞うのに、自宅に来させるだろうか？）

傷病鳥獣の営利目的の転用

- 傷病鳥獣を、料金を徴収する動物園内に収容（＝展示）していた。

「傷病鳥獣である」などの説明が全くなく、観覧者は料金を払って傷病鳥獣を見させられる一方、傷病鳥獣は一日中観覧される不要なストレスを与えられていた。中には「香川県産」というプレートだけ示された野鳥もあり、明らかに傷病鳥獣を営利目的に使用していた状況もあった。

収容場所の不備

- 傷病鳥獣の収容スペースと動物園スペースの区分がなかった。

野生鳥獣から動物園の財産である動物へ感染し、死亡・罹患して展示できなくなる可能性もあった。

- 傷病鳥獣の収容スペースと人間の執務スペース、動物園スペースの区分がなかった。

野生動物から、職員・観覧者へ人畜共通感染症が伝染する危険があった。正しい知識と適切な措置をとれば野生動物からの人畜共通感染症は不必要に恐れる必要はないが、不特定多数の人間が訪れる動物園での傷病鳥獣の飼養はあまりにも軽率・無責任である。

香川県の密猟・違法販売、動物虐待事例

香川県では依然として野鳥の密猟・違法販売、また動物虐待が頻発しており、県による強力な鳥獣保護の推進が必要である。野鳥の密猟・違法販売を誘発しかねない民間企業への傷病鳥獣保護事業の委託などを行う状況にはない。

密猟・違法販売事例

年	事 項
12	・有志による野鳥販売状況調査、密猟鳥の違法販売が疑われる店は12店中8店 ・五色台にて、野鳥密猟者を現行犯逮捕 ・野鳥を違法販売していた観音寺市内の小鳥店逮捕（上記違法店の一つ） - 密猟した野鳥を同店へ卸していた高知県の鳥獣商逮捕（ ） - 密猟した野鳥を同店へ販売していた密猟者逮捕
13	・香川の野鳥を守る会による野鳥販売状況調査、違法販売が疑われる店は9店中5店
14	・香川県在住の公務員が、ワシントン条約で商取引が禁止されているインコを購入した疑いで事情聴取（その後の経緯不明） ・香川の野鳥を守る会による野鳥販売状況調査、密猟鳥の違法販売が疑われる店は10店中6店
15	・高松市にてメジロ密猟者を現行犯逮捕 ・香川の野鳥を守る会による野鳥販売状況調査、密猟鳥の違法販売が疑われる店は7店中5店

この鳥獣商は高知県でも摘発されている悪質な常習犯。なお15年にも丸亀市のホームセンター駐車場で鳥獣を販売しているのを確認している。

動物虐待事件（野生鳥獣・愛玩動物問わず）

年	月	事 項
12	1月	高松市で、足首を切断された子犬3匹。
	3月	善通寺市で、両目をライターで焼かれた子犬。
14	2～3月	高松市朝日町でイヌを毒殺。計12匹。夜間に毒物放置か。
	12月	綾南町千疋で散弾を撃たれたイヌ。溝に落ちていた。頭部などに直径2mmの散弾64個、右目失明。
15	1月	国分寺町で、イヌの首から伸びた鎖の先にカラビナ様の金具を付け、その金具で右後足の裏の肉を貫通。
	2月	牟礼町で、ドバト2羽の足を梱包用紐（約90cm）で繫ぐ。
	7月	高松市中央公園で、毒物（後日農薬入りの餌と判明）によって衰弱・中毒死したドバト。報道されただけで計3羽死亡、11羽衰弱。
	12月	坂出市で切断されたネコの頭部が放置されているのを発見。
16	2月	鳥インフルエンザを恐れてか、県内各地でニワトリ類の飼育放棄発生。 ニワトリが高松市1羽、東かがわ市2羽、山本町1羽、ウコッケイが山本町で7羽。

民間企業への傷病鳥獣保護事業委託によって懸念される事態

鳥獣商は慈善団体ではなく、営利を追求する団体です。数多い鳥獣商のなかで、野鳥の違法販売を行なうのは一部の業者だけと思いますが、現実に全国各地で小売・卸売を問わず鳥獣商による違法販売事件が発生しています。

また、一部動物園・鳥獣商には、動物を単なる商品と見なして劣悪な環境で飼養する、動物虐待を行なっている者もあります。

「動物園」や「鳥獣商」という業務じたい、現行の法制下では何の資格も審査もないため、まったくの一般人が従事することが可能です。そのためこうした違法・悪質な業者が横行しているとも言えます。

このような現実を見れば、傷病鳥獣保護事業の委託は慎重になりすぎるということはありません。県が民間業者を信頼することは大事ですが、それよりも優先すべきことは適正なチェック体制の確立です。

参考として、民間企業への傷病鳥獣保護事業を委託した場合、想定される違法な事態の例を示します。最低限、こうした事態を防ぐためのチェックは、傷病鳥獣を預ける県民に対する行政の責任です。

ケース 【横流し】 傷病鳥を愛玩用として違法販売したり、剥製として売買

（県民）繁殖期に拾ったオオタカ・フクロウ・メジロ等の幼鳥を傷病鳥として預け入れ

→（民間企業）受け入れ、飼養

→ 県へは「死亡した」と報告

→ 小鳥店・ペットショップへ販売

（県民）オオタカ・フクロウ等の傷病鳥を預け入れ

→（民間企業）受け入れ、死亡

→ 県へは「死亡した」と報告

→ 剥製化して販売

ケース 【ロンダリング】 密猟した野鳥を、「傷病鳥」として飼養を合法化

野外復帰不可能な鳥獣を、預け入れた者へ移管するシステムが整備された場合

（密猟者）ヒナ、オオタカ・フクロウ等のヒナを密猟し、以後の流れを約束して「傷病鳥」として預け入れ

→（民間企業）受け入れ

→ 県へは「野外復帰不能」と報告

→ 預けた人間に譲渡

ケース 【事業の拡大】 違法な業者に、傷病鳥獣保護事業として権限が拡大

日振動物が経済的・施設的な理由から追加受け入れ不能となり、県内の他業者が名乗り

→動物商へ委託という前例から、新たな業者に委託

→それぞれの業者においてケース、